佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第四条第一項

の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成二十四年四月二十七日

佐賀県教育委員会

安 永

宏

委員長

佐賀県重要文化財

三重十二二号百	三十二号	三里第二百	記号番号
(考古資料) 化財 佐賀県重要文	(考古資料) 化財 佐賀県重要文	(建造物) 化財 佐賀県重要文	種別
牟田寄遺跡出土卜骨	牟田寄遺跡出土銅印	旧中尾家住宅 主屋	名称
八点	— 顆	— 棟	員数
佐賀市文化財資料館住一一二一番地	佐賀市文化財資料館庄一一二一番地	七五〇番地二唐津市呼子町呼子三	所在地
佐賀市	佐賀市	唐津市	所有者